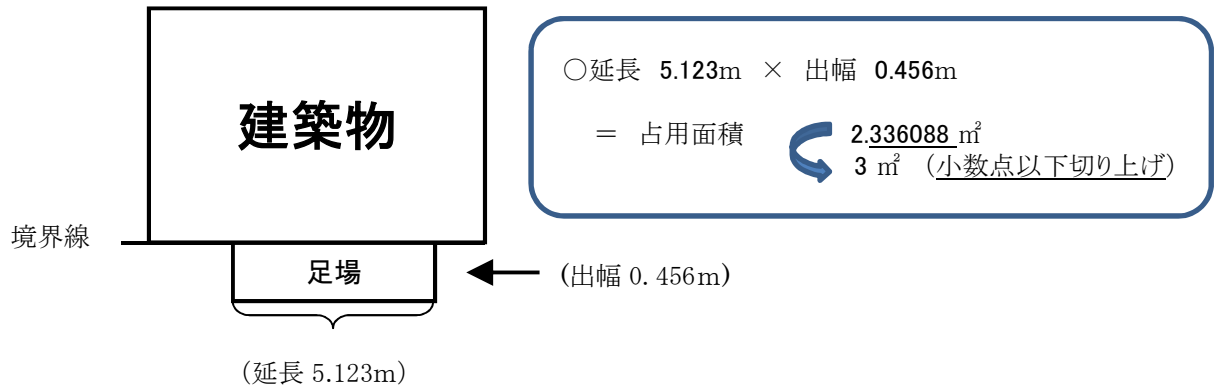


○条例の改正内容

・**現行**：占有面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有の長さが1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。

例1) 足場を設置する場合の占有面積について

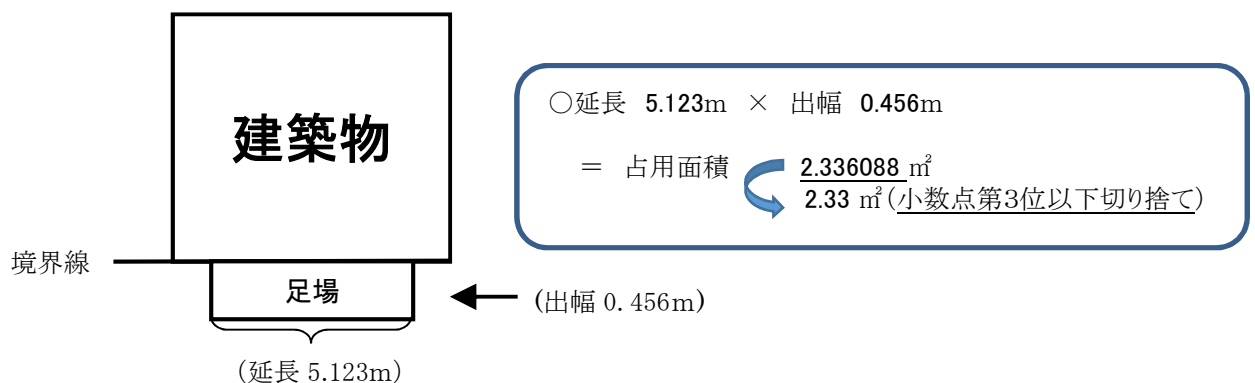


例2) 埋設管や架空線等の占有延長について

○占有延長 5.1234m → 6m (小数点以下切り上げ)

・**改正後**：占有面積若しくは占有の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは占有の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

例1) 足場を設置する場合の占有面積について



例2) 埋設管や架空線等の占有延長について

占有延長 5.1234m → 5.12m (小数点第3位以下切り捨て)